

入院のご案内

患者様の一日も早いご快癒を目指し、私たちは一丸となって最適な医療をご提供します。

医療法人友仁会 友仁山崎病院



入院手続きに必要なもの

身分証明書など

- 診察券
- マイナンバーカードまたは資格確認証
- 福祉医療費受給券
- 各種公費受給者証を1階総合受付へご提出ください。

持参品の確認

- 服用中のお薬
 - お薬手帳
 - 肌着類
 - シューズ（転倒防止のため）
 - テレビ用イヤホン（個室を除く全てのテレビに必要）
 - マスクをご準備ください。
- 高額な金銭、貴金属類、ナイフやハサミ等の危険物の持込みはご遠慮ください。

各種申込書

- 入院申込書 □寝具借用書
 - 差額ベッド利用申込書（個室希望の場合）
 - 退院証明書（直近3ヶ月以内に他院入院歴がある場合）
を1階総合受付へ、
 - 入院セット利用申込書
 - 個人情報利用に関する申請書
 - 手術等の同意書
- を各病棟ナースステーションへご提出ください。

入院セット

（入院必需品セットレンタル）

おむつプランについて

当院では、院内感染対策及び患者様のお手間軽減とご家族様の利便性のため『入院セット』『おむつプラン』をご利用いただくことができます。入院セットには滅菌・洗濯された病衣やタオルのレンタルと、日用品をご用意しております。おむつプランにはかぶれやムレの低減の為、良質な紙おむつを使用しております。（別紙）

必要な物



**危険物・大金・貴重品の
持ち込みはご遠慮ください**



**必要な金銭等の管理は セーフティボックスを
ご利用ください**

※院内で発生した貴重品・所持品の紛失や盗難につきまして、
責任を負いかねますのでご了承ください。



安心して療養いただけるよう
清潔で静かな環境を整えています。

病棟のご案内

1階 地域包括ケア病棟

急性期治療を終え、在宅復帰に向けての準備を行う患者様を対象とした病棟です。入院期間は最長60日となります。

2階 一般病棟

病気やケガによって急性期治療を要する患者様を対象とした病棟です。入院期間は概ね1~2週間となります。

3・4階 療養病棟

在宅療養が困難又は在宅復帰や施設へ移行するには長期の準備を要する患者様を対象とした病棟です。

- ☐ 患者サポート相談窓口を設置しています。病気に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、さまざまな相談をお伺いします。ご希望の方は病棟スタッフステーションか1階相談窓口までお申し出ください。

食事・面会・施設利用について

食事について

配膳はスタッフにて行います（朝食：8時頃、昼食：12時頃、夕食：18時頃）。下膳は下膳車へお願いいたします。お茶は各自でご準備ください。飲み込み力が低下している患者様につきましては、飲料プラン、飲料オプションのお申込みを推奨しています。

面会時間

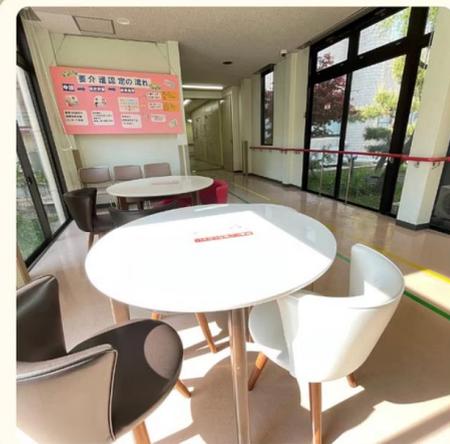
原則13:00～20:00（月曜日～日曜日、祝日も可）。必ずナースステーションにお立ち寄りいただき面会名簿のご記入をお願いします。マスクの着用と手指消毒にご協力ください。発熱やかぜ症状のある方は来院をご遠慮ください。施設時間は20:00～翌日7:45です。

施設利用のご案内

- 売店：（平日）9:30～14:30、
（土曜日）9:30～13:00、定休日：日祭日
- テレビ・冷蔵庫：共通カード（自動販売機）
- 移動式理美容：事前申込（1階総合受付）
- 郵便：1階西エレベーター前に設置
- 電気製品：申込みにより持ち込み可能（総合受付）
- タクシー：1階正面玄関に呼び出し用直通電話
- 電話：マークのある場所で携帯電話・スマートフォン使用可、公衆電話は1階薬局前



当院1階には売店がございます。
日用品や飲み物、軽食、新聞・などを取りそろえております。



入院中の他医療機関受診について

重要なお知らせ

入院中に保険扱いによる他の医療機関の受診は出来ません。

入院中に持参された薬がきれたり、他院の予約が重なっておられる場合は、当院医師や看護師にお知らせください。

- ❑ 相談なく他の病院や医院を受診された場合、その費用は健康保険を使えず全額自費にて患者様の負担となるだけでなく、かかれた医療機関にもご迷惑をおかけする事になりますので、ご注意ください。



入院中は他病院 受診ができません

薬や他院予約がある場合は
スタッフへご相談ください



入院費について

1

請求サイクル

月1回の請求。

毎月の月末に締めて計算し、翌月10日に請求書を発行し郵送します。10日が日祝日の場合、その翌日に発行します。

2

お支払い期限

請求書が届いた日から7日以内にお支払いください。退院時は全ての精算を済ませていただくようお願いいたします。

支払方法について

曜日	時間	場所	方法
平日	9:00～16:00	1F会計窓口	現金、クレジットカード、キャッシュカード
平日	17:00～20:00	時間外受付	現金
土曜日	9:00～12:00	1F会計窓口	現金、クレジットカード、キャッシュカード
土曜日	13:00～20:00	時間外受付	現金
日祝日	9:00～20:00	時間外受付	現金

※QRコード決済等の電子決済には対応していません。

高額療養費制度について

同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分が「高額療養費」として各保険者から診療月の約3ヶ月後に払い戻されます。ただし、食事療養費・個室代・文書代等の保険外（自費）負担は含まれません。

自己負担限度額（70歳未満の方の場合）

対象者	自己負担限度額（3回目まで）	自己負担限度額（4回目以降）
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + { (医療費 - 842,000円) × 1% }	140,100円
標準報酬月額53万～79万円	167,400円 + { (医療費 - 558,000円) × 1% }	93,000円
標準報酬月額28万～50万円	80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }	44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

事前にマイナ保険証や限度額適用認定証を提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。当院ではオンライン資格確認を導入しています。

※ご提示いただいた月よりの適用になりますので、提示忘れ（遅れ）にご注意ください。なお、限度額適用認定証の交付には、各保険者へ事前の申請が必要です。

※マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証の交付申請は不要です。

※当院では、オンライン資格確認を導入しています。自己負担額区分情報の取得に同意いただくことで、当該の限度額区分を適用し計算する事が可能です。ただし、ご加入の保険者が自己負担額区分情報を登録していない場合、当院の確認は出来ません。

自費料金表（保険外負担料金）

当院では、健康保険の療養に該当しない保険外負担の料金について、実費の負担をお願いしております。料金は下記のとおりです。（消費税込）。ご希望の方は、受付窓口までお越しください。

公的書式（自治体提出用等）

項目	料金
おむつ使用証明書	1,100円
介護保険（居宅サービス利用のため）健康診断書・診療情報提供書	3,300円
介護保険（居宅サービス利用のため）健康診断書・診療情報提供書（保険算定あり）	250点
更生医療意見書（新規）	3,300円
更生医療意見書（更新）	0円
通院証明書（自動車税減免用）	2,200円
肝炎インターフェロン治療診断書	5,500円
肝炎核酸アナログ製剤治療診断書	5,500円
指定難病臨床調査個人票	3,300円
受診状況等証明書（年金等の請求用）	2,200円
就労可能証明書	2,200円
身体障害者診断書・意見書	5,500円
診断書（滋賀県公安委員会提出用：認知症）	診察費に含む
診断書（滋賀県公安委員会提出用：その他）	3,300円
特定医療（指定難病）療養費証明書	0円
療養食（食事箋）	1,100円
マッサージ同意書	100点
心臓（腎臓）病管理指導表	3,300円

※点数表示の項目は、保険算定に基づく3割負担で300円、2割負担で200円、1割負担で100円となります。

自費料金表（保険外負担料金）

当院では、健康保険の療養に該当しない保険外負担の料金について、実費の負担をお願いしております。料金は下記のとおりです。（消費税込）。ご希望の方は、受付窓口までお越しください。

自動車損害賠償責任保険による指定書式

項目	料金
診断書	5,500円
診療報酬明細書	5,500円
後遺障害診断書	5,500円

病院書式

項目	料金
診断書（病院）	3,300円
退院証明書	0円
領収証明書	1,100円
コロナ陰性証明書	3,300円
入院・通院証明書	1,100円
死亡診断書	5,500円
死亡検案書	7,700円

自費料金表（保険外負担料金）

当院では、健康保険の療養に該当しない保険外負担の料金について、実費の負担をお願いしております。料金は下記のとおりです。（消費税込）。ご希望の方は、受付窓口までお越しください。

任意指定書式（保険会社・勤務先等）

項目	料金
入院・手術等証明書・診断書（保険会社）	5,500円
入院期間・手術・放射線照射診療報酬点数等確認書	1,100円
滋賀県市町村交通災害共済見舞金請求用診断書	1,100円
傷病手当金支給申請書	100点
死亡証明書・診断書（保険会社）	5,500円
障害診断書／後遺症診断書	5,500円
感染症罹患証明書（インフルエンザウイルス、ノロウイルス等）	0円
学校安全会	0円

その他

項目	料金
画像複写（CDI枚あたり）	1,100円
電気使用料（事前申込）	0円
診療明細書再発行	550円
血圧手帳	55円
診察カード再発行	110円
カルテ開示手数料	3,300円
エンゼルケア	16,500円
寝衣	2,376円

患者様の個人情報について

当院では、患者様の個人情報を以下の目的で利用させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 医療サービスの提供

1

診断、治療、投薬、リハビリテーションなど、患者様への適切な医療提供のため。
他の医療機関や薬局との連携、外部の医師等への意見照会、ご家族への病状説明なども含まれます。

2 診療費の請求と会計処理

2

医療保険、介護保険、労災保険、公費負担医療制度などに基づく診療費の請求事務のため。
審査支払機関へのレセプト提出や、保険者からの照会への回答も行います。

3 病院の管理・運営と品質改善

3

会計、経理、医療事故等の報告、入退院管理など、病院の円滑な運営のため。
また、医療サービスの維持・改善のための基礎資料や症例研究、外部監査機関への情報提供にも利用します。

4 その他の利用目的

4

企業等からの委託による健康診断結果の通知、医師賠償責任保険に関する専門団体への相談・届出などに利用する場合があります。

※上記について、同意しがたい事項がある場合はお申し出下さい。お申し出がない場合は、同意していただけるものとして患者様の個人情報を利用させていただきます。



退院時のご精算や
各種書類・証明書の対応は、
1階総合受付にて行っております。



☎(代表) 0749-23-1800 📍 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80番地

退院の手続きについて



退院許可

退院許可は主治医から出されます。退院日・時間については病棟スタッフにご相談ください。お薬や書類の準備、診療費の計算に時間を要しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



証明書や診断書

会社等へ提出される病院診断書は各病棟スタッフステーションへ、生命保険等の各種証明書は退院時に1F総合受付へお申し込みください。出来上がるまで10日程度かかります。本人・家族以外の方が申し込みされる場合、委任状と代理人様の身分証明書をご持参ください。



お会計

退院日に請求書をお渡ししますので、全てのご精算をお願いします（休日に退院される方は前日にお渡しします）。



確認事項

次回診察日・お薬の確認をお願いします。お忘れ物はありませんか？病院の備品はお返しただけでしたか？



患者様の権利とお願い

患者様の権利

- **平等の権利**：どなたも平等に質の高い医療を受ける権利があります
- **選択の自由の権利**：診察の全ての過程で他の医師の意見を求める権利があります
- **自己決定の権利**：病状、治療・検査の内容について十分な説明を受け、納得した上で自分自身で選択できる権利があります
- **プライバシーの尊重**：個人情報には守秘義務によって守られ、人としての尊厳が尊重されます
- **健康教育を受ける権利**：情報を与えられた上での選択が可能となるような健康教育を受ける権利があります

患者様へのお願い

- ご自身の身体に関する情報を出来るだけ正確にお伝えください
- 医師や看護師の療養指導をお守りください
- 医療事故防止のため「患者様識別リストバンド」にご協力ください
- 駐車場を含む当院敷地内は全面禁煙です
- 介助犬を除き、動物の同伴はご遠慮ください
- 面会やお見舞は13:00～20:00の間、30分以内でお願いします
- 外出泊は医師の許可が必要です
- 職員への御志、贈答などのお心遣いは固くお断りします

カスタマーハラスメントへの対応

当院では、患者様やそのご家族による不当な要求や社会通念上不適切な言動（威圧、暴言、暴行、脅迫など）をカスタマーハラスメントと定義し、厳格に対応いたします。

該当する行為

- 暴力・威圧的な行為（大声での罵倒、暴言、にらみつけ、立ちはだかるなど）
- 業務妨害にあたる行為（解決困難な要求の繰り返し、正当な理由なく院内に長時間滞在など）
- 不適切な言動や迷惑行為（不適切な接触、卑猥な発言、ストーカー行為、無断撮影・録音など）
- 施設・設備に関する迷惑行為（機器類の無断使用・持ち出し・破損行為）

対応方針

1. 対応の中断：対面や電話等での対応を直ちに中断します
2. 院外退去の指示：医療の安全を確保するため、院外退去（強制退院を含む）を命じることがあります
3. 法的措置の検討：指示に応じていただけない場合や被害が懸念される場合は、警察や弁護士に介入を依頼します
4. 診療の継続拒否：繰り返しの迷惑行為や業務妨害があり、信頼関係が破綻していると判断した場合、新たな診療には応じません

- すべての患者様が快適な環境で適切な治療を受ける権利があります。安全で安心な医療環境の維持にご協力をお願いいたします。

STOP!

カスタマーハラスメント



カスタマーハラスメントへの対応方針！

- ご対応の中止
- 外部機関への相談
- ご退室、ご退院のお願い
- 診療の継続見合わせ

友仁山崎病院